

12. 公正な裁判と裁判の独立—「人権のとりで」としての期待

1. 人権にとっての裁判

人権の前提としての人身の自由と公正な裁判

- ・ 人身の自由と公正な裁判→人権保障の出発点
- ・ 裁判は生命、自由、財産を左右する→人権にとっての「とりで」とすると同時に「脅威」である。

適正手続条項

- ・ 憲法 31 条→適正な手続きの保障
- ・ 罪刑法定主義→実定法もまた法律で定められなければならない
- ・ 公権力が国民に刑罰や不利益を課す場合には「当事者にその内容を知らせ、弁解と防御の機会をあたえなければならない」
- ・ 第三者所有物没収事件(最大判 1962.11.28)
告知・弁護・防御の機会を与えずに第三者の所有物を没収することは憲法 31 条違反である

人身の自由と世間の常識

- ・ えん罪事件（八海事件、松川事件、免田事件、財田川事件、松山事件）
- ・ えん罪からの人権 → 「99 人の真犯人を取り逃すことがあっても、1 人の無実の者を罪にしてはならない」 ⇒ 「世間の常識」との齟齬

裁判ぎらいと訴訟依存の間

- ・ 裁判請求権（憲法 32 条）
- ・ 隣人訴訟（津地判 1983.2.25）→原告に対する非難の手紙→裁判取り下げ
- ・ 法務省「裁判を受ける権利」の存在に注意を喚起（1983.4.8）→裁判ぎらい
- ・ 大衆運動や裁判闘争、正当な権利の訴え→訴訟依存

2. 裁判の独立と裁判官の身分保障

司法権の独立と裁判官の職権の独立

- ・ 政治部門（行政・立法）に対する裁判（司法）の独立
- ・ フランス流司法ペシミズム（司法を民刑事裁判に限定する）
- ・ アメリカ流司法オプティミズム（行政裁判や違憲審査権）
- ・ 司法権が独立しているだけでなく、裁判官の職権の独立も必要（憲法 76 条 3 項）

裁判官不再任をめぐる問題

- ・ 裁判官の身分保障制度
- ・ 内閣による下級裁判所裁判官の任命制度→間接的な民意の反映
- ・ 定年までの活動を前提としている裁判官が、10年ごとに任命権者からチェックを受ける
- ・ 1971 年の裁判官の不再任の問題（宮本判事補再任拒否事件）

判例の拘束性をどう考えるか

- ・ 制定法主義の国では判例の法源性は否定される

- ・最高裁判決に最大限従うことが強調される
- ・具体的事件についての個別的決定である判決が一般規範性を持つことの問題

3. 裁判の公開と、裁判に対する国民の姿勢

公正の担保としての裁判公開性

- ・裁判の公開→結論、理由を示す
- ・当事者の言い分を十分に聴いたうえで、公正な立場の裁判官が一般的規範に基づいて個別の事案について裁定を下す

裁判公開と表現の自由

- ・裁判公開は表現の自由と結びついている
 - ・法廷メモ不許可事件（レペタ事件）（講義8参照）（最大判1989.3.8）
経済法研究のために法廷でメモを取る行為を裁判官が不許可とした事件
- ① 憲法82条1項は傍聴人がメモを取ることを権利として認めたものではない。
 - ② 認識記憶するためのメモは、憲法21条1項の精神に照らし、故なく妨げられてはならない。
 - ③ 法廷警察権の行使は、裁判長の広範な裁量に委ねられる。
 - ④ 法廷でメモを取ることを報道機関の記者に対してのみ許可し、一般傍聴人に対して禁止する裁判長の措置は、憲法14条1項に違反しない。
 - ⑤ 法廷警察権の行使は、法廷警察権の目的、範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの特段の事情のない限り、違法な公権力の行使にはあたらない。
- ※ 裁判の独立には「世間の常識」からの独立を含むが、世間に対して「閉ざされた裁判」であってはならない。

裁判官の職業倫理

- ・「・・・一般社会からの各種の圧力に対して裁判官が毅然として独立を維持しなければならない」
「世間の雑音に耳を貸さない」→田中耕太郎最高裁長官（1955年5月）
- ・「裁判官の思想」や「人格」から裁判官を忌避すること→石田和外長官（1970年5月）

裁判員

- ・「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（2004年）
- ・「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ことが目的
- ・裁判員は「裁判官と共に」訴訟手続きに関与するが、「独立してその職権を行う」

課題 裁判員裁判の判断（地裁）を上級審（控訴審、上告審）で棄却することの是非

☆松戸女子大生殺害放火事件→殺害の上、放火

【千葉地裁】「犯行態様は執拗で冷酷非情、結果も重大である。出所後も数多くの犯罪を重ねており、被告の更生の可能性は著しく低い」

【東京高裁】「計画性が無く、1人殺害の強盗殺人事件で死刑となった例が無い」